

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年2月1日
事業者の氏名又は名称	有限会社谷運輸(法人番号8470002004465)(代表者 谷義富)
事業者の所在地	香川県高松市中山町43-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市中山町47-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年8月3日及び同年8月21日、労働局と合同で監査を実施したところ、11件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(7)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(8)運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(9)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(10)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(11)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年2月6日
事業者の氏名又は名称	吉祥運輸倉庫株式会社(法人番号6500001011444)(代表者 越智忠澄)
事業者の所在地	愛媛県今治市町谷甲131番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県今治市町谷字栗ノ町甲131番地
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年9月7日、労働局と合同で監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)</p> <p>(2)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(3)特定の運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(4)特定の運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(5)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年2月27日
事業者の氏名又は名称	有限会社松本運輸(法人番号8500002011887)(代表者 松本努)
事業者の所在地	愛媛県大洲市北只397-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県大洲市北只397番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年9月28日、労働局と合同で監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(8)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年2月28日
事業者の氏名又は名称	協和運送有限会社(法人番号5500002002311)(代表者 橋本正廣)
事業者の所在地	愛媛県松山市新浜町14番3号
営業所の名称	詫間営業所
営業所の所在地	香川県三豊市詫間町松崎2805-2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和6年1月18日及び同年2月9日、車両横転事故を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年2月29日
事業者の氏名又は名称	有限会社グリーンライン輸送(法人番号7490002008151)(代表者 高橋細香)
事業者の所在地	高知県高知市布師田63
営業所の名称	小山営業所
営業所の所在地	高知県高知市大津乙1195
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第1項第2号、第17条第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和5年3月8日及び同年3月29日、同年8月3日、令和6年2月5日、監査方針に基づき監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(安全規則第3条の3)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(7)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p> <p>(8)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	8点
違反点数(事業者)	8点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。